

令和 8 年第 1 回（3 月）定例会

# 議 案 説 明

（追加分）

令和 8 年 3 月 2 5 日

議案番号	件 名	ページ
議案第 3 6 号	山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1

本日は、山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正について御審議いただくため、お集まりいただきました。

まず冒頭、皆様に心よりお詫びを申し上げます。

既にご案内のとおり、障害者福祉医療費助成の事務執行にあたり、本市の職員による請求漏れが発生し、その結果、市民の皆様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。市長として、このような不祥事を招いたことを、誠に申し訳なく、深く反省しております。ここに改めて、心よりお詫び申し上げます。

さて、それでは改めて、この議案第36号の上程理由となります事案について、御説明いたします。

障害福祉医療費助成に係る高額療養費について、社会保険に係る部分の請求事務が令和4年度から漏れていることが発覚しました。このことに伴い、時効（2年）により請求できない額は、約2,870万円に及びます。原因は担当者及びその上司による制度の理解不足や担当者間の引継ぎ不足、部署内で課題の共有ができていなかったこと等に起因するものです。

この度の行為は、地方公務員法に規定する法令を遵守した職務執行を行うことに違反し、公務員としての信用を失墜させるもので、全体の奉仕者としてあってはならない行為であり、関係した職員7名を処分したところです。

今後、二度とこのような事態が起らないように、再発防止に向け全力で取り組むとともに、強い決意を持って市政に対する一日も早い信頼回復に努めて参る所存であります。

よって、今回の改正は、この度の障害福祉医療費助成に係る高額療養費の未請求事案に関し、市長及び副市長の責任を明確化するために行うものであります。改正の内容としましては、市長及び副市長の給料月額を令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、20パーセント減額するものであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。